

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

## I 基本的事項

## 1 事業の概要

特別会計名：那珂川町水道事業会計

事業名	末端給水事業、簡易水道事業（上水道事業）		
事業開始年月日	昭和38年2月1日	地方公営企業法の適用・非適用	■適用 □非適用
団体名	那珂川町	職員数（H19.4.1現在）	5人
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

## 2 財政指標等

資本費	139(H18)	公営企業債現在高（百万円）	1,344
累積欠損金（百万円）	0	利益剰余金又は積立金（百万円）	81
不良債務（百万円）	0	財政力指数	0.417
資金不足比率（%）	0	実質公債費比率（%）	12.5(H19)
		経常収支比率（%）	89.6(H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。  
なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

## 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成17年10月1日 合併前市町村：馬頭町、小川町] 旧小川町5簡易水道事業は旧馬頭町3簡易水道事業と統合し8簡易水道事業特別会計として運営し、旧馬頭町の企業会計である水道事業会計は従来どおり運営する。なお、将来は、一つの企業会計として運営するように努めるものとする。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にシを付けた上で内容を記載すること。

## 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	那珂川町水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	那珂川町長 川崎 和郎
既存計画との関係	那珂川町行財政改革推進計画（H18～22） 那珂川町総合振興計画前期基本計画（H18～22）
公表の方法等	議会全員協議会説明、広報、HP等
基本方針	平成17年10月1日に旧馬頭町と旧小川町が合併し、新町「那珂川町」が誕生した。しかし、現在のところ町内の水道事業は、従来の上水道事業と簡易水道事業とに分かれた非効率的な運営を行っている。町としても行政改革大綱や行財政改革推進計画を策定し、行財政改革を強力に推進しているところである。水道事業としても町と並行して経営の健全化並びに統合化に向けて積極的に取り組むものとする。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	69	77	35	181
	補償金免除額	7	17	7	31
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	6		2	7

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所へ予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 （平成21年度末残高）	年利6%以上7%未満 （平成20年度末残高）	年利7%以上 （平成19年度末残高）	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業債	22,967	13,411	47,865	84,243
	上水道事業債	106,711	84,426		191,137
	上水道事業債	68,797	76,889	35,254	180,940
合 計 (A)		198,475	174,726	83,119	456,320
一 般 会 計 の う ち （ 再 掲	上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		198,475	174,726	83,119	456,320

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 （平成21年度末残高）	年利6%以上7%未満 （平成21年度末残高）	年利7%以上 （平成20年度9月期残高）	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 の う ち （ 再 掲	上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 （平成20年度9月期残高）	年利6%以上7%未満 （平成20年度9月期残高）	年利7%以上 （平成19年度末残高）	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業債			1,086	1,086
	上水道事業債	4,894			4,894
合 計 (A)		4,894		1,086	5,980
一 般 会 計 の う ち （ 再 掲	上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		4,894		1,086	5,980

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。  
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容	
財務上の特徴	<p>現在の水道料金は、平成8年度から続いていた赤字決算に伴う経営の健全化を目的に平成12年4月1日改定され、ほぼ健全な財政運営を行ってきた。しかしながら、近年の少子高齢化に伴い当町においても給水人口の減少傾向が続いており、これに伴う給水収益も年々減少し、建設改良事業の補填財源である建設改良積立金を取り崩すことを余儀なくされている。このため、料金値上げをする前に、未収金の徴収等の収入確保対策や人件費の削減等の歳出削減対策を講じ、経営の健全化を図らなければならない現状にある。</p>	
経営課題	課 題	収入確保対策
	<p>未収金が約18,000千円あることから、徴収体制の整備等による収入確保対策が必要となっている。</p>	
	課 題	民間委託の推進
	<p>検針業務、水質検査業務以外の業務についても、順次民間委託を推進し、事業運営の省力化・効率化を図る。</p>	
	課 題	人件費の削減
	<p>人件費の占める割合が約18%を占め経営を圧迫していることから、平成12年度の割合である15%を目標に削減を図る。</p>	
課 題	維持管理経費の削減	
<p>維持管理経費に占める動力費の割合が多いため、漏水箇所の早期発見等による動力費の削減対策等維持管理費の節減を図る。</p>		
課 題	簡易水道事業の統合	
<p>現在、水道事業に統合されていない8つの簡易水道事業があり、事業統合により効率的な運営を図る。</p>		
留意事項		

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。





## (3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率	(%) (再掲)										
料金回収率※	(%)	103	102	107	107	102	104	108	115	126	130
総収支比率(法適用)	(%)	104	103	108	111	104	105	110	116	128	132
経常収支比率(法適用)	(%)	104	103	108	111	104	105	110	116	128	132
営業収支比率(法適用)	(%)	143	139	144	142	136	136	142	147	162	164
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)										
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分	(%)	5	5	6	5	3	3	3	2	1
	うち基準内繰入金	(%)	5	5	6	5	3	3	3	2	1
	うち基準外繰入金	(%)									
	うち料金収入に計上すべき繰入金等	(%)									
	うち赤字補てん的なもの	(%)									
	資本的収入分	(%)	0	0	0	0	29	12	9	11	40
	うち基準内繰入金	(%)	0	0	0	0	29	12	9	11	40
	うち基準外繰入金	(%)									
	うち赤字補てん的なもの	(%)									

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

## (1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

## (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

## (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

## (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

## (7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

## 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

## (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/㎡) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/㎡) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

## (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	給水戸数は年間5戸の減少を見込む。有収水量は、大口使用企業の閉鎖等の要因が少なかった、H15からH16の減少率(99.4%)をもって試算した。料金収入は料金改定がないことにより、供給単価を過去実績より226円として見込む。参考資料「那珂川町水道事業経営状況推計」
2 他会計繰入金の見込み	一般会計繰入金は、東部地区簡易水道事業については、繰入基準は企業債の返済利子及び元金のそれぞれ1/2以内を繰入るものであるが、町行財政改革実施計画により示された、平成18年度繰入実績14,400千円の90%(12,960千円)が限度額となっているため、これに消火栓維持管理400千円、消火栓設置1,200千円を加え14,560千円を収益的収益及び資本的収益に分けて見込んでいる。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	渇水期の水不足を解消するため、新たな水源井戸を確保することや、水量の豊富な水源井戸との配水管接続が考えられるが、水源探査等準備期間が必要のためH23までに事業を実施するに至るかどうか不確定である。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	職員給与費は、配属職員の若年化と1人削減を前提としている。参考資料「水道事業従事職員若年化計画表」

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	平成17年10月1日の合併を契機として、効率的な運営を目指して職員数の見直しを行ったところであるが、少子高齢化による料金収入の減少傾向は歯止めがかからない状況であり、これに見合った財政運営が不可欠となっている。特に、職員数の純減や人件費総額の削減については、企業として「生産性の向上を図る」意味からしても企業努力をすべき事項であり、人事配置の若年化及び1人減員により人件費総額の抑制を図る必要がある。Ⅱ③
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	平成17年10月1日の合併当初の職員数300人を平成22年度末に266人(削減率15.7%)とする那珂川町定員適正化計画を策定しており、本計画の実現に向けて①事務事業の見直し②サンセット方式③民間委託等の推進④機能的な組織機構の構築⑤退職者の不補充及び採用の抑制⑥退職勧奨制度適用の見直し及び活用⑦多様な職員雇用の導入等の具体的手法により推進中である。水道事業配属職員についても1人減員を図ることとなっている。
○ 給与のあり方	給与については、人事院勧告に則った体系で今後とも運営をしていくものであるが、削減可能な管理職手当及び時間外手当については削減等の目標を設定し推進するものとする。その他の項目についても、必要最低限のものとし支出の抑制を図るものとする。
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	平成18年度に国に準じて給与構造改革を実施した。地域手当は支給していない。今後も導入の予定はない。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	技能労務職員については、所属していない。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	退職時特別昇給制度については、合併前より旧2町において廃止済みである。退職手当については、今後とも国に準じた取扱とする。
◇ 福利厚生事業のあり方	福利厚生事業については、財政上の負担が伴うものについては極力抑制を図るものとする。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	あらゆる削減方策を駆使して削減を図るものとする。特に、民間委託の可能な業務については積極的に導入を推進するものとする。Ⅱ②③
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	維持管理費等の縮減は、経営効率化に大きく寄与するものであることから、電気料削減契約タイプ変更・自前による草刈賃金削減・入札による委託料の削減・コピー用紙の裏面REUSU等々あらゆる節減対策を推進する。Ⅱ④
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	民間委託の可能な業務(料金徴収業務、滞納整理業務、給水開始・停止業務、料金精算業務、給水業務、水道メーター維持管理、配水・浄水施設の点検・保守)については、人員削減を視野に計画的な導入を図る。

#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保  <input type="checkbox"/> 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	水道料金については、値上げをする前に歳出削減対策を重点に実施するものとする。売却可能な財産もないが、車や機械・施設については、日頃の維持管理により耐用年数を超える使用等あらゆる経費の節減を図る。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入  <input type="checkbox"/> 経営健全化や財務状況に関する情報公開  <input type="checkbox"/> 行政評価の導入	経営健全化や財政状況に関する情報公開については、原則的として、ホームページにおいて常時公表することとし、11月中に計画と予算枠を翌年8月中に事業評価結果を公表することとなっている。行政評価については、那珂川町行政評価制度導入計画において、平成20年度に導入することとなっている。  原則的には、ホームページにおいて常時公表することとし、11月中に計画と予算枠を翌年8月中に事業評価結果を公表することとなっている。議会に対しても、全員協議会等で随時公開するものとする。  那珂川町行政評価制度導入計画において、平成20年度に導入することとなっている。
5 その他	収入確保対策として、課内の料金督促体制を整備し、収納率の向上に努め、未収金の減額を図るものとする。Ⅱ①

- 注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。
- 2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標									
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	◎人件費総額の削減（Ⅳ1） ○人事配置の若年化及び職員1人減により人件費の削減を図る。参考資料「水道事業従事職員若年化計画表」 <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">現在（H18）</td> <td style="text-align: center;">目標（H23）</td> </tr> <tr> <td>・平均年齢（歳）</td> <td style="text-align: center;">46.02</td> <td style="text-align: center;">35.02</td> </tr> <tr> <td>・給与総額（百万円）</td> <td style="text-align: center;">42</td> <td style="text-align: center;">27</td> </tr> </table>		現在（H18）	目標（H23）	・平均年齢（歳）	46.02	35.02	・給与総額（百万円）	42	27
	現在（H18）	目標（H23）								
・平均年齢（歳）	46.02	35.02								
・給与総額（百万円）	42	27								
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等										
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	一般会計からの基準外繰出しは受けていない。行財政改革実施計画により基準額に満たない平成18年度繰入実績額の90%以内が限度額となっている。									
4 その他	◎未収金の徴収対策（Ⅳ5） ○未収金の督促体制を整備し督促に当たるものとし、H18実績92.22%の収納率を93%にすることを目標とする。これを完全に達成すると各年度約1.7百万円の収納増が見込めるが、このうち0.5百万円を改善額として計上する。補足資料「未収金徴収対策改善額算定表」									

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 線上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
<b>【収入の確保】</b>													
	料金改定率												
	改善額(料金の適正化)※1												
4	未収金の徴収対策												
	改善額							0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	2.5
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他( )												
	改善額												
<b>【経費の削減】</b>													
1	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	40	41	41	42	42		42	37	37	27	27	
	改善額							0	5	5	15	15	40
	給与水準												
	改善額												
	その他( )												
	改善額												
	職員給与費(退職手当)												
1	職員数(人)	5	5	5	5	5		5	5	5	4	4	
	増減数(人)												
2	維持管理費等												
	改善額(適正化)												
	工事コスト※2												
	改善額(縮減額)												
	その他( )												
	改善額												
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高	1612	1534	1475	1406	1344		1282	1216	1147	1076	1005	
	増減	-71	-78	-59	-69	-62		-62	-66	-69	-71	-71	
	計画前5年間改善額 合計												42.5
	改善額 合計												31
	(参考) 補償金免除額												

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

※1 「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

※2 「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	12	11	11	11	11	11	10	10	10	10
年間総有収水量(千m <sup>3</sup> )	1,093	1,053	1,047	1,044	1,020	1013	1007	1000	995	988
公称施設能力(m <sup>3</sup> /日)	6,350	6,350	6,350	6,350	6,350	6,350	6,350	6,350	6,350	6,350
1日最大配水量(m <sup>3</sup> /日)	4,350	4,130	4,317	4,234	4,201	4,123	4,047	3,972	3,898	3,826
最大稼働率(%)	68.5	65.0	68.0	66.7	66.3	64.9	63.7	62.6	61.4	60.3
供給単価(円/m <sup>3</sup> )	227	226	226	226	226	226	226	226	226	226
給水原価(円/m <sup>3</sup> )	234	236	227	224	228	231	220	206	186	181

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

水道事業の効率的な運営を図るため、平成22年度を目標に推進を図るものとする。  
平成20年度→課内プロジェクトチーム編成、水道ビジョン策定、問題点把握  
平成21年度→推進計画策定、認可申請、補助事業申請  
平成22年度→統合